

国民健康保険等医療費現況調査事業委託業務 仕様書（案）

1 業務名

国民健康保険等医療費現況調査事業委託業務

2 業務の目的

香川県内の国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険におけるレセプトデータ等を活用し、国民健康保険等の医療費等を分析するとともに、市町が、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」等の取組みを実施するため、県内市町に分析・整理した内容を提供することにより、市町が効率的・効果的な保健事業ができるよう支援する。

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月26日(金)まで

4 契約限度額

42,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

(1) 県が受託者に提供するデータを元に、分析で得られた統計資料等の編集可能データ（データベース）を構築し、県職員が専門的な知識がなくとも独自に相関調査及び分析を行えるような仕組み（分析ツール）を作成すること。仕組み（分析ツール）については、Excel形式等を想定している。また、仕組み（分析ツール）の取扱マニュアルを作成するとともに、操作説明を行うこと。

(2) 県及び県内市町ごとに、レセプト情報、特定健診（後期高齢者医療における健診を含む）結果データ及び介護データ等（以下「レセプト情報等」という）を用いた相関調査及び分析を行う。

・分析対象：県内市町の国民健康保険及び後期高齢者医療、介護保険

ア 基礎統計

レセプト件数、医療費、患者数、患者一人当たりの医療費、被保険者一人当たりの医療費、レセプト一件当たりの医療費等により、県及び県内市町の国民健康保険に係る医療費の全体像を明確にする。

イ 高額なレセプトの疾病傾向分析

医療費が高額化している疾病のうち、予防可能な疾病を特定するため、高額なレセプトに着目し要因となる主要疾病を分析する。高額な薬剤、手術等による影響や最近大きく増減している事項についても分析する。

ウ 疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類（121分類）」ごとの医療費・レセプト件数・患者数の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾患構成を明確にする。

エ 内分泌系疾患相関調査

レセプト情報等と内分泌系疾患（糖尿病、脂質異常症等）発生の相関関係の調査を行う。

オ 口腔疾患相関調査

レセプト情報等と口腔疾患発生の相関関係の調査を行う。また、口腔疾患と生活習慣病との相関関係についても分析する。

カ 循環器系疾患相関調査

レセプト情報等と循環器系疾患（脳血管疾患、心疾患、高血圧等）発生の相関関係の調査を行う。

キ 筋・骨格系疾患（ロコモティブシンドローム含む）相関調査

レセプト情報等と筋・骨格系疾患（ロコモティブシンドローム含む）発生の相関調査を行う。

ク 呼吸器系疾患相関調査

レセプト情報等と呼吸器系疾患（慢性閉塞性肺疾患、誤嚥性肺炎等）の相関調査を行う。

ケ 精神疾患相関調査

レセプト情報等と精神疾患の相関調査を行う。

コ 悪性新生物相関調査

レセプト情報等と悪性新生物発生の相関調査を行う。

サ 運動習慣相関調査

レセプト情報等及びエ～コの項目と運動習慣の相関調査を行う。

シ 歩行速度相関調査

レセプト情報等及びエ～コの項目と歩行速度の低下との相関調査を行う。

ス 食習慣相関調査

レセプト情報等及びエ～コの項目と食習慣との相関調査を行う。

セ 口腔機能相関調査

レセプト情報等及びエ～コの項目と口腔機能との相関調査を行う。

ソ 服薬情報及び受診行動に関する分析

レセプト情報等を用い、長期多剤服薬者及び頻回受診者について、受診した医療機関数、性別、年齢階層別、処方数量別、薬効分類別による分析を行う。

タ 後発医薬品の使用状況に関する分析

レセプト情報等を用い、後発医薬品の使用状況について処方数量及びその割合（使用率）を患者の年齢階層別に①市町ごと②2次医療圏ごとに分析を行う。

また、上記セにおける長期多剤服薬者及び頻回受診者の使用状況も分析すること。

チ 健康スコアリングレポートを用いた分析

KDBシステムから出力される健康スコアリングレポートを用い、県内市町の状況比較を行った上で医療費等の分析を行い、健康スコアリングレポートから見える課題について提示する。

(3) (2) で示した項目のうち、アについては、下記についての分析を行うこと。

- ・ 厚生労働省が公表する医療費の地域差分析において、本県国民健康保険の医療費は全国平均と比較して高値であることの原因を入院、入院外、歯科、調剤の区分ごとに明確にする。
- ・ 医療費の負担額が大きい疾患や将来的に医療費の負担が増大すると予測される疾患を明確にする。
- ・ 人口規模や高齢化率等が類似している他県との比較等、本県の特徴（地理的要因、医療提供体制等）が明らかになるよう、比較分析を行うこと。その際、「特定の疾患が多い」ことに留まらず、できるだけ多くの要因を示すこと。
- ・ 県内市町において、顕著な傾向があれば、あわせて示すこと。
- ・ 上記以外の分析についても、独自のノウハウによるものがあれば示すこと。任意

(4) (2) で示した項目のうち、エ～コについては、下記についての分析を行うこと。

- ・ 健診異常値放置者に関する分析
- ・ 治療中断者に関する分析
- ・ 未受診者に関する分析
- ・ 特定健診等の質問票との相関分析
- ・ 上記以外の分析についても、独自のノウハウによるものがあれば示すこと。任意

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に資する分析

令和元年度までの過去5年間程度について、以下の項目について分析すること。

ア 介護保険における要介護度（要支援を含む）とそれに起因する疾病（脳血管疾患、関節疾患、骨折・骨粗鬆症等）の医療費の相関関係を分析する。

イ フレイルに関連する疾病傾向（医療費総額、有病率、一人当たり医療費）を分析する。

ウ 初めて要介護又は要支援と認定された年度からの対象者の病歴と介護保険利用歴を集計し、疾病名、性別、年齢、その他の項目と要介護度の重度化との関連性について分析する。

エ (2) エ～セについては、要介護度との相関関係を分析する、

(6) (2) ～ (5) に掲げるもの以外に自社のノウハウを活用した独自の分析を行う。

(7) 県内市町のデータヘルス計画における保健事業を体系的に整理し、県内市町が実施しやすい標準的かつ効果的な保健事業に関する提案を行う。任意

(8) 上記(2) ～ (7) で得られた結果に基づき、香川県への報告書を作成する。

(9) 分析等に当たっては、下記に留意すること。

ア 分析では、性別及び年齢階層（5歳刻み）別に集計すること。

イ 分析、調査するデータは県、市町、年齢及び男女別等でデータの平準化を行うこと。

ウ 分析項目、内容については、受託者と協議の上最終決定する。

6 委託業務の実施方法

- (1) 実施にあたっては、事前打ち合わせを含め、十分に打ち合わせを行いながら進めること。
- (2) 成果物の提出を行うとともに、本事業の成果について、県に対して、県の指示に基づき9に掲げる分析結果報告会を行うこと。また、県からの質問に対し、適宜対応すること。
- (3) 成果物の提出に際しては、県が実務的に活用できるものとなるよう、国などにおける議論の動向などに関し配慮されたものとする。

7 成果物

	成果物名	数量	納入期限
1	分析結果報告会テキスト	70部 (+電子データ)	分析結果報告会開催 の10日前まで
2	結果報告書	50部 (+電子データ)	令和3年3月26日
3	分析で得られた統計資料等の編集可能データ	DVD又はCD2部	
4	県が独自に相関調査及び分析を行えるような仕組み(分析ツールなど)		
5	上記分析ツールマニュアル	10部 (+電子データ)	
6	分析結果報告会実施報告書	2部 (正本1部副本1部)	

※ 報告書や結果の分析で得られた統計資料等は、表やグラフで加工可能な Microsoft Excel 形式及び研修会等で利用できる Powerpoint 形式の電子データで提出する。

8 分析に活用するデータ

レセプト情報等のほかNDB等のデータの活用について、受託者と協議のうえ決定する。

9 分析結果報告会

県、市町等職員を対象とした分析結果報告会(50人程度)を開催すること。分析結果報告会では、上記5で実施した分析手法等の解説することとし、テキストを「7 成果物」に記載のとおり準備すること。テキストとして結果報告書を使用することも可とするが、数量はテキスト分(70部)を加えた120部を納入することとなる。

なお、開催日及び場所等は、県と協議の上詳細を決定するものとする。

10 著作権の取扱い

- (1) 本業務により制作された成果物の著作権及び版権は、県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用をしてはならない。
- (2) 受託者は、県に提出した成果物の中に受託者が保有する既存著作物が含まれる場合は、その利用について承諾するものである。
- (3) 成果物に含まれる第三者の著作権その他一切の権利についての交渉・処理は受託者の責任と負担で行うものとする。また、第三者から成果物に関しての著作権その他一切の権利侵害を主張された場合の一切の責任は受託者が負うものとする。

11 情報等の取扱い

- (1) 受託者は本業務の実施により知り得た情報等を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受託者は本業務の実施により知り得た情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

12 留意事項

- (1) 受託者は本業務を実施するに当たり、県に業務計画書（作業スケジュール）を提出し、県の承諾を受けるものとする。
- (2) 受託者は本業務の目的等を十分理解した上で、同様の分析経験を豊富に有した担当者を適正に配置し、県からの問い合わせ等に迅速に対応すること。
- (3) 受託者は常に県と密接な連携を図り、業務の各段階で県と協議すること。協議後は、協議概要を取りまとめて2営業日以内に県へ提出すること。
- (4) 受託者は、その責めに帰すべき事由により、本業務の実施に関し、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。